

株式会社ニイカワポータル 約款 新旧対照表

『ケーブルインターネット契約約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記
第2条 (用語の定義)	(6)インターネット接続サービス用設備等/インターネット接続サービス用設備のほか、インターネット接続サービスを 提供するために当社が 新川広域圏事務組合 、その他の第一種電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線設備	(6)インターネット接続サービス用設備等/インターネット接続サービス用設備のほか、インターネット接続サービスを 提供するために当社が 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 、その他の第一種電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線設備
第32条 (通信の秘密の保護)	当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。 2.(略) 3.(略)	削除
第33条 (個人情報等の保護)	当社は、契約者の営業秘密、または契約者その他の者の個人情報であって前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報(あわせて以下「個人情報等」といいます。)を契約者本人から直接収集し、または契約者以外の者から間接に知らされた場合には、本サービスに円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。 2.(略) 3.(略) 4.(略) 5.(略)	削除
第34条 (利用の制限)	当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。 2.(略) 3.(略)	当社は、電気通信事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。 2.(略) 3.(略) 4.当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることがあります。 5.当社は、アクセスしただけでマルウェア(不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア)に感染させる可能性の高いウェブサイト(以下「マルウェア配布サイト」)に関して、当社設備で必要な範囲において通信(アクセス先IPアドレス又はURL)を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。 6.当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ(以下「C&Cサーバ等」)へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信(宛先FQDN)を検知し、当社が指定するC&Cサーバ等リスト作成管理団体から提供されるC&Cサーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&Cサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。 7.第5項及び第6項の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。 8.当社は、当社のインターネットサービス設備(これに付属する設備を含みます。)を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。 9.契約者は書面等による請求により、前条(利用の制限)第5項及び第6項による、当該制限(検知及び一時停止等又は遮断)の措置を解除することができるものとします。
第40条 (児童ポルノ画像のブロック)		当社は、インターネット上の 児童ポルノ流通による児童の被害権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。 2.当社は、前項の措置に伴い必要な限度で当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状況に置く場合があります。 3.当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。
付則	第14条を平成18年1月19日より変更とします。 第2条、第19条、第26条を平成19年10月1日より変更とします。 第34条を平成20年11月17日より変更とします。 第14条、第15条を平成25年9月1日より変更とします。	この改正約款は、平成28年4月1日から実施します。